相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市淀の原町六八番、最後の住所大阪府高槻市淀の原町六八番八号
被相続人　亡　下田　英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日
大阪市北区豊崎三―二―一淀川五番館七階
相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県葛城市染野三三八番地、最後の住所大阪府守口市竜田通二丁目七番四号
被相続人　亡　和田　光二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区三門東町三四一番地、最後の住所岡山市北区下伊福上町一二番二六号
被相続人　亡　野田　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日
事務所岡山市北区表町一丁目三番一号　表町一号ビル三階
相続財産管理人　弁護士　藥師寺隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区桑野四三一番地、最後の住所岡山市中区桑野四三一番地
被相続人　亡　森山　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日
事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階
相続財産管理人　弁護士　吉野　夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区到津本町九五五番地、最後の住所北九州市戸畑区牧山二丁目八番一七号
被相続人　亡　濵﨑　喜茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日
北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階　弁護士法人大手町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富永　剛

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年一月五日
左記代理人　北海道家畜商業協同組合連合会
会長　松山　幸雄

記

一、住所、氏名　北海道帯広市西二三条南一丁目一二三番地二〇、山田　衛
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字熊牛一〇八番地、岡本　征市
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町押帯四七九番地六、山西　輝美
一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字更南三四二番地四、宿田　成宏
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字清水第六線三七番地、佐藤　一
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字御影南三線五四番地、表　伸也
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字美蔓西二三線九三番地、泉谷　好廣
一、住所、氏名　北海道広尾郡広尾町字下トヨイ二線四番地の五、野澤　満
一、住所、氏名　北海道広尾郡忠類村字幌内六六番地二、佐久間　誠
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町茂喜登牛一七八二番地、鈴木　正則
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西六線一五一番地、布谷　敏明
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西一線二四一番地二、伊藤　光一
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町押帯三五一番地五、加藤　隆則

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年1月5日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ビーイーテラス　②東京都知事(1)97504　③代表取締役　松本敏克　④東京都渋谷区代官山町20―9　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区代官山町20―9　株式会社ビーイーテラス　代表清算人　松本敏克

①株式会社ＣＩエステート　②東京都知事(2)88606　③代表取締役　田雜耕司　④東京都千代田区五番町12番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区五番町12番地　株式会社ＣＩエステート　代表取締役　田雜耕司

①三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　②届出第６号　③代表取締役　池谷幹男　④東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　廃止した従たる事務所　栃木県宇都宮市馬場通り三丁目２番１号　宇都宮支店　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　代表取締役　池谷幹男

①中川住建　②奈良県知事(2)3870　③中川清　④奈良県香芝市下田西３丁目５番15号　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦奈良県香芝市下田西３丁目５番15号　中川住建　中川清

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日
東京都墨田区江東橋三丁目七番八号
東京港厚生年金基金
代表清算人　中山　正男

債権申出の公告

当基金は、平成二十九年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日
東京都墨田区江東橋三丁目七番八号
東京港厚生年金基金
代表清算人　中山　正男